

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十九年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 橋 本 明 彦

1 指示の内容

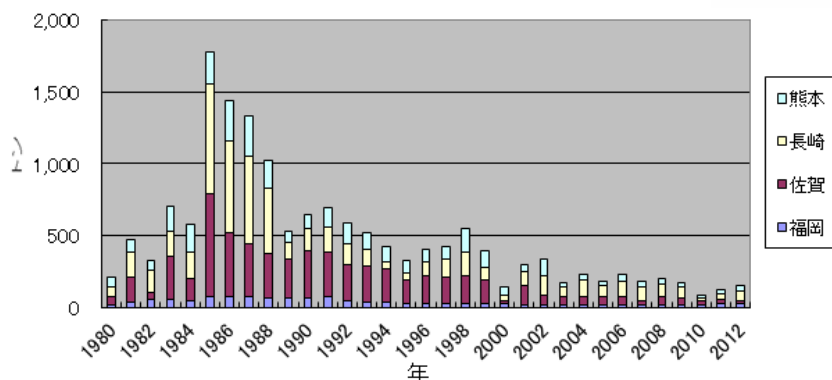
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十九年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、昭和60年の1,781トンピークに減少し、平成12年には過去最低の142トン。
- ・平成14年には338トンまで回復したものの、平成15年～平成24年は170トン前後で推移。
- ・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



4県(有明海)のガザミ類漁獲量の推移

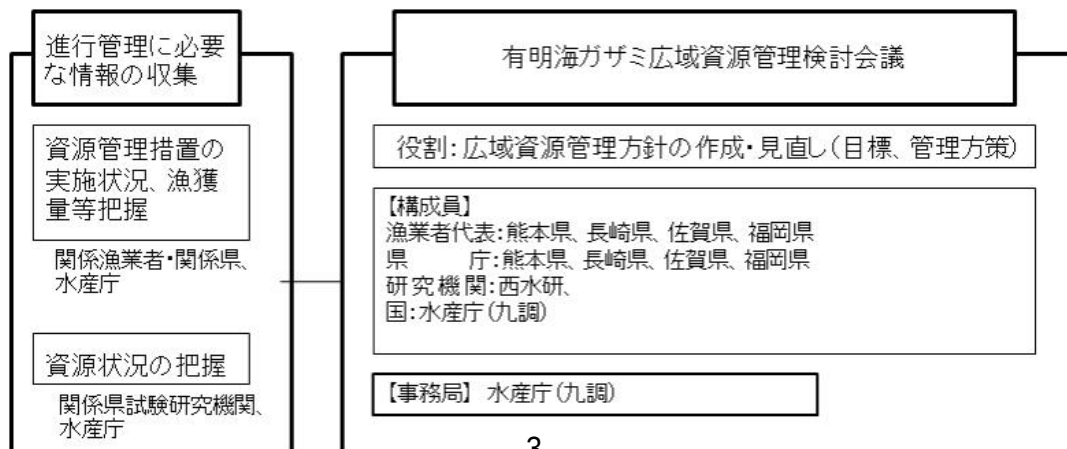
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少を抑制し、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業: 刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

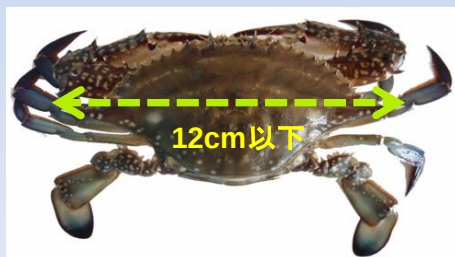
①放卵ガザミ(黒デコ)の保護

- ・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。



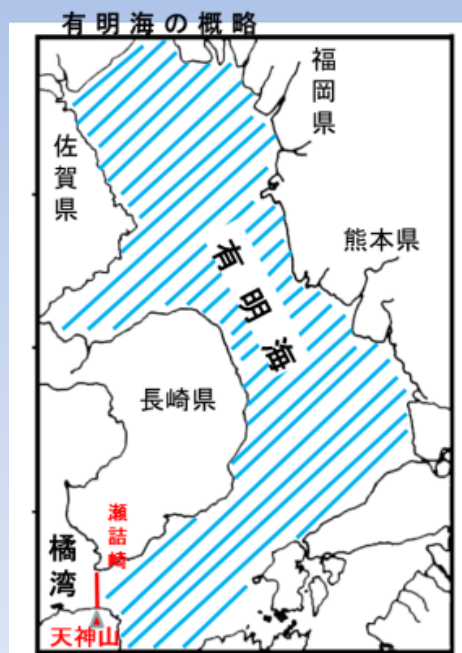
②小型ガザミの再放流

- ・全甲幅長12cm以下の小型ガザミ再放流。



③採捕禁止期間の設定

- ・産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。



実効性を担保



広域漁業調整委員会指示

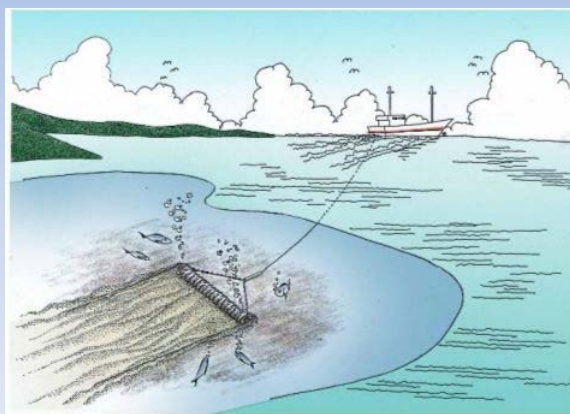
○資源の積極的培養措置

- ・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



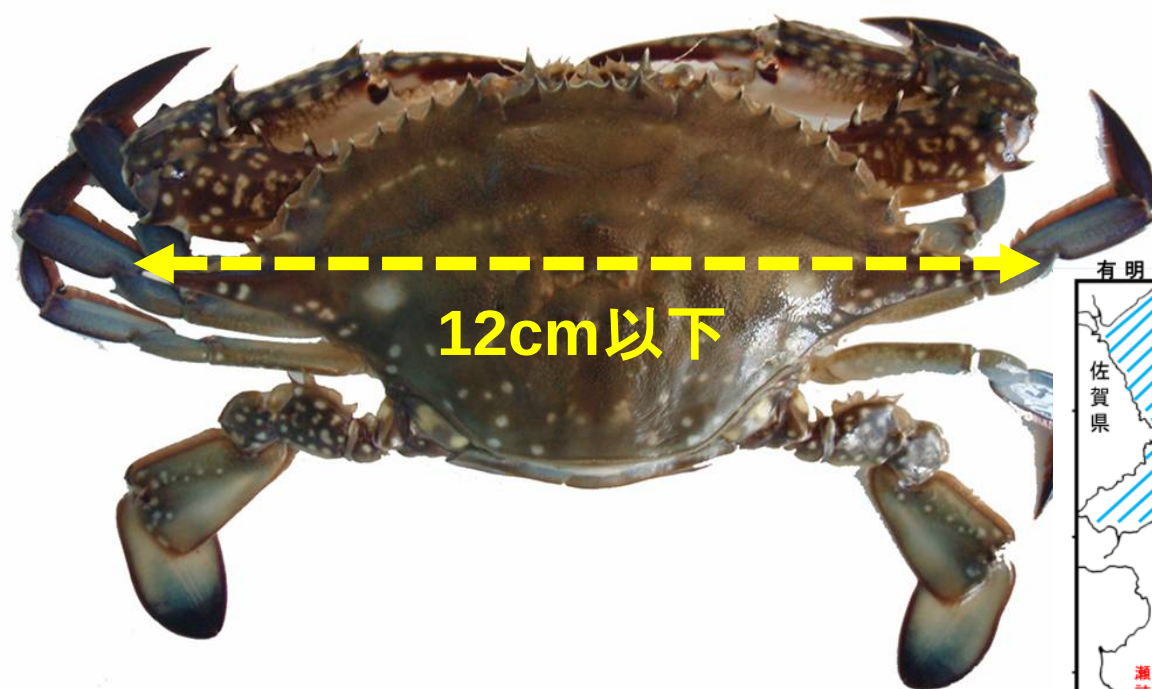
○漁場環境保全措置

- ・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。



ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1～6/15)



有明海では、6月1日～6月15日の間、**漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!**

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による公的規制です。

※周年、全甲幅長12cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十九年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 橋 本 明 彦

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十九年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

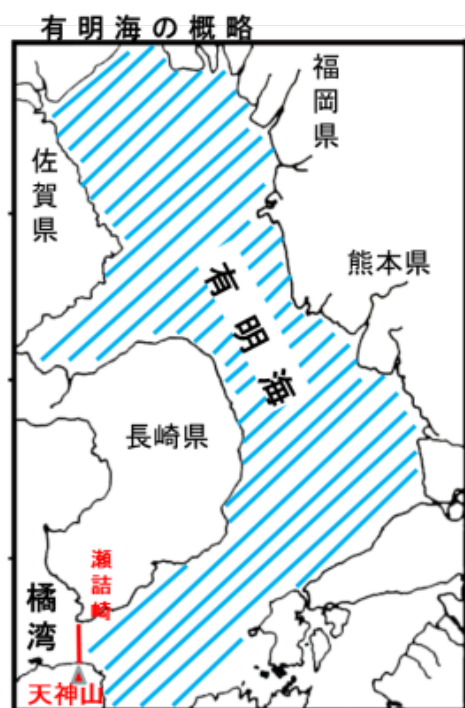
有明海のガザミ資源は減少傾向

ガザミ資源回復の取組を実施中

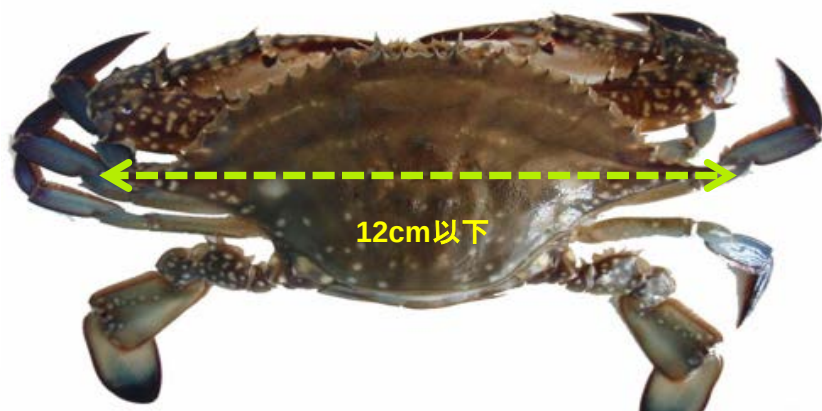
有明海ガザミ広域資源管理方針（平成27年3月3日公表）に基づき、資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護（再放流・一時蓄養）
 - ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
 - ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）＊
＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
 - ④種苗放流
- などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵（黒い卵）を持つ雌ガザミのこと。



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

有明海ガザミ広域資源管理方針の概要

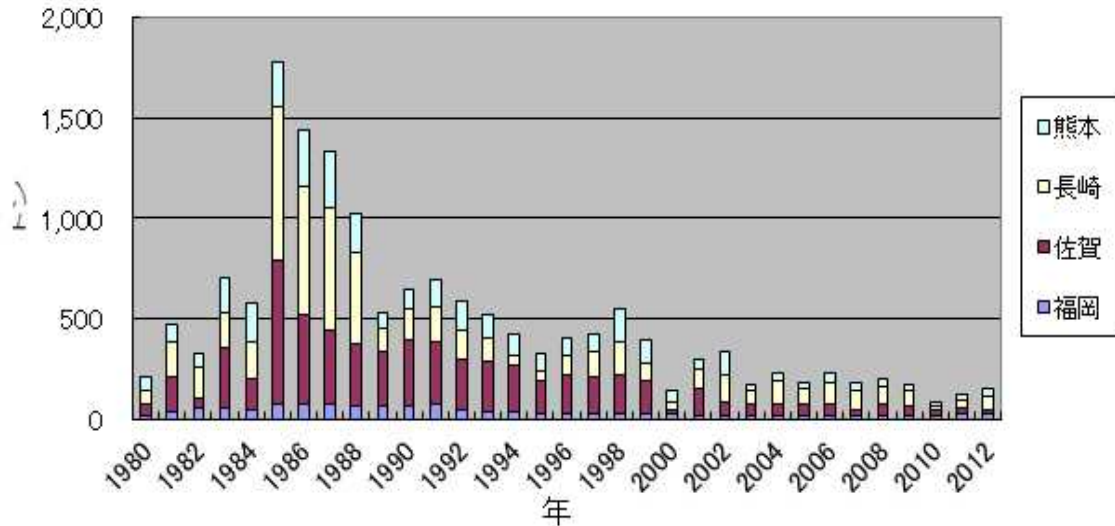
(公表：H27年3月3日)

1 資源の現状と広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

そのため、平成27年度(2015年度)以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

有明海（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）のガザミ類漁獲量の推移



農林水産統計年報より

2 広域資源管理方針の目標（対象魚種：ガザミ）

資源の水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行うことにより、資源の減少を抑制し、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

3 対象漁業

刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等

4 計画期間

H27年度～H29年度（必要に応じて見直し）

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

（1）抱卵ガザミ（黒デコ）の保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

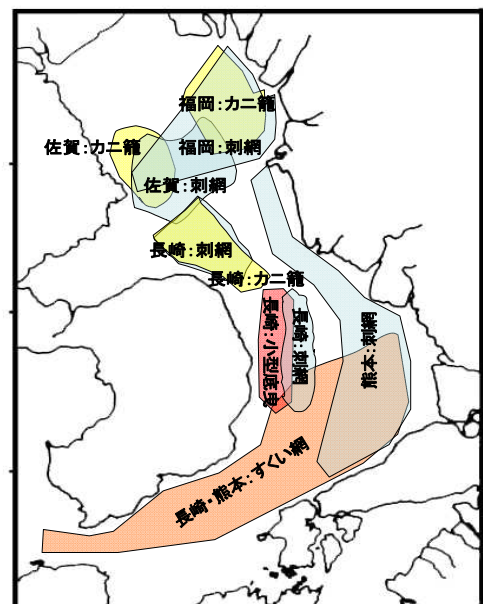
（2）小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長12cm以下のガザミは直ちに再放流することとする。

（3）採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間（6月～8月）のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止する。

有明海（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）のガザミ漁法別漁場分布図 ※漁業者聞き取り



ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

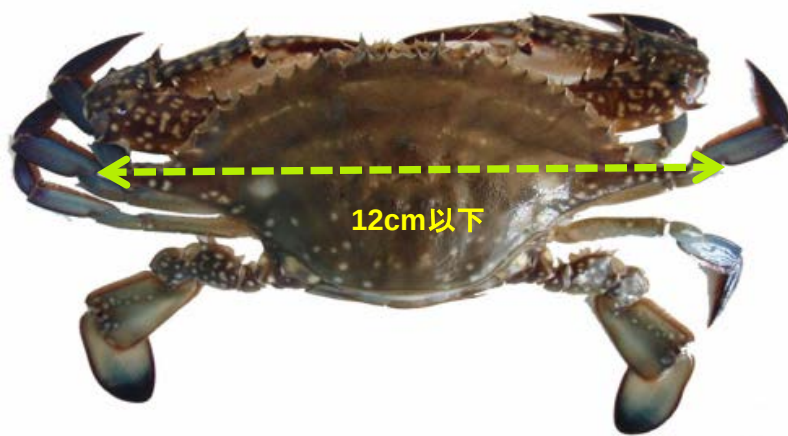
有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）＊
＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。



甲羅の長さが12cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。